

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年7月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和4年5月20日 16時10分ごろ
発生場所	東京都八丈島東方沖 八丈島灯台から真方位082° 75海里付近 （概位 北緯33° 14.7′ 東経141° 20.0′）
インシデントの概要	漁船第三十八たいよう丸は、裏こぎロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年11月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八たいよう丸、271トン 136627、大洋エーアンドエフ株式会社（船舶所有者）、石巻 漁業株式会社（船舶運航会社）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、まき網船団の運搬船で、船長ほか9人が乗り組み、投網後の網船が網の内側に引き込まれないように裏こぎを行う目的で、網船から裏こぎロープ（以下「本件ロープ」という。）を受け取ろうとし、後進しながら、船尾から本件ロープを受け取ったのち、裏こぎを開始しようとして前進としたところ、本件ロープがプロペラに絡んで主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が船舶運航会社に連絡し、操業が終了後、網船によりえい航され、その後僚船にえい航が引き継がれて宮城県石巻市石巻港に着岸した。</p> <p>船長は、本インシデント後、本船の船尾方を監視するカメラの映像を確認したところ、網船との距離を保とうと後進しながら船尾から本件ロープを受け取った際、海面及び海中にたるんだ状態の本件ロープがプロペラに吸い込まれたことに気付いた。</p> <p>船長は、裏こぎの経験が浅く不慣れであり、また、本件ロープが海面及び海中にたるんでいたことを知らなかった。</p>
分析	本船は、船長が、裏こぎの経験が浅くて不慣れな中、本件ロープが海面及び海中にたるんでいたことを知らずに後進しながら船尾から本件ロープを受け取り、裏こぎを開始しようとして前進をかけたことから、本件ロープがプロペラに巻き込まれ、主機が停止して運航不能となっ

	たものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、船長が、裏こぎの経験が浅くて不慣れな中、本件ロープが海面及び海中にたるんでいたことを知らずに後進しながら船尾から本件ロープを受け取り、裏こぎを開始しようとして前進をかけたため、本件ロープがプロペラに巻き込まれ、本船の主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、裏こぎロープを受け取る際、本船の船尾付近で裏こぎロープが海面及び海中にたるんだ状態で後進しないこと。</li><li>・ 船長は、裏こぎをする際、プロペラ付近に裏こぎロープがないことを確認すること。</li></ul>